

施設・設備の維持管理に係る仕様

1 供用施設

対象施設	管理方法等	実施回数等
広場	巡視点検・清掃	週 1 回
	ジャブジャブ池は水質保全を図るため、薬剤投入と清掃を実施	随時
	軽微な修繕	適宜
園路	巡視点検・清掃	週 1 回
	刈払、不陸整正、階段補修等	適宜
管理道	巡視点検・清掃	週 1 回
	刈払、溝渠清掃	随時
	軽微な修繕	適宜
公衆便所	巡視点検・清掃	週 2 回
	軽微な修繕	適宜
駐車場	巡視点検・清掃	週 1 回
	軽微な補修	適宜
東屋・遊具	巡視点検・清掃	週 1 回
	軽微な補修	適宜
体験農場	巡視点検・清掃	週 1 回
	軽微な補修	適宜

※ 修繕、補修については、資料 4 「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」に応じた実施するものとする。

※ 遊具の維持管理については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」（下記アドレス参照）に基づき維持管理するものとする。

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000083.html

2 植栽管理

区分	管理方法	年間計画
芝生管理	芝刈り	5～10月に適宜
	除草	適宜
高木管理	剪定	9～12月に適宜
	枯損木の除去	適宜
低木管理	刈り込み	6～10月に適宜
自然林管理	林内刈払、剪定	6～10月に適宜
	除伐・枯損木等の除去	適宜

3 管理用施設

対象施設	管理方法等	実施回数等
給水設備 ①受水槽14.0m ³ ②配水池193.4m ³ (増圧ポンプ有) ③浄水設備 ④減圧装置	設備の正常運転に必要な維持管理 水道法に基づく水質検査、安全を 図るための簡易水質検査を実施	維持点検：年6回 定期水質検査：年12回 年次水質検査：年1回 滅菌清掃：年1回 簡易水質検査：随時
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
汚水施設 処理方式 接触ばっ気方式 処理能力 200m ³ /日	設備の正常運転に必要な維持管理 水質汚濁防止法及び浄化槽法に基 づく清掃、水質検査	維持点検：年26回 水質検査(汚濁)：年1回 水質検査(浄化)：年4回 浄化槽法定検査：年1回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
電気施設 ①需要設備 設備容量400kVA 受電電圧6600V ②非常用予備発電 装置 定格容量25kVA 定格電圧200V	電気事業法に基づく施設の点検	月次点検：月1回 年次点検：年1回
	日常巡視点検	月1回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
消防設備 ①消火器具	機能点検	年2回
照明設備 放送設備	巡視点検	月1回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜

※ 修繕、補修については、資料4「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」
に応じて実施するものとする。